四日市市告示第117号

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月23日

改正後

四日市市長 森 智 広

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市集会所補助金交付要綱 (昭和55年四日市市告示第59号)の一部を次のように改正する。

(補助金額)	(補助金額)
第 5 条 (略)	第5条 (略)
2から5まで (略)	2から5まで (略)
6 市長が緊急避難所に指定した集会所	6 市長が緊急避難所に指
の修繕及び模様替えで、別表の (3)	の修繕及び模様替えで、5
に規定する集会所の防災上又は安全上	に規定する集会所の防災_
必要な工事に該当するものに係る補助	必要な工事に該当するもの
金の額は、前5項の規定にかかわら	金の額は、前5項の規定は
ず、前5項の規定により算定した額に	ず、前5項の規定により
当該工事部分の補助対象経費に100	当該工事部分の補助対象網

7 集会所の修繕及び模様替えで、別表 の(4)に規定する高齢者等の利便性 を高めるための工事(バリアフリー化 工事)に該当するものに係る補助金の 額は、第1項から第5項までの規定に かかわらず、当該規定により算定した 額に当該工事部分の補助対象経費に1

分の20を乗じて得た額(千円未満の

額は切捨てとし、当該額が360万円

を超えるときは360万円とする。)

を加算した額とする。

- 改正前
- 6 市長が緊急避難所に指定した集会所 の修繕及び模様替えで、別表の(3) に規定する集会所の防災上又は安全上 必要な工事に該当するものに係る補助 金の額は、前5項の規定にかかわら ず、前5項の規定により算定した額に 当該工事部分の補助対象経費に100 分の20を乗じて得た額(当該額が3 60万円を超えるときは360万円と する。)を加算した額とする。
- 7 集会所の修繕及び模様替えで、別表 の(4)に規定する高齢者等の利便性 を高めるための工事(バリアフリー化 工事)に該当するものに係る補助金の 額は、第1項から第5項までの規定に かかわらず、当該規定により算定した 額に当該工事部分の補助対象経費に1

00分の20を乗じて得た額(千円未満の額は切捨てとし、<br/>
当該額が50万円を超えるときは50万円とする。)を加算した額とする。

00分の20を乗じて得た額(当該額が50万円を超えるときは50万円とする。)を加算した額とする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(市民文化部市民生活課)